#### 応募規約

### 第1条. 名称

本プログラムは『仙台へルステックコンソーシアム 課題解決コース』(以下、当プログラム)と称します。

## 第2条. プログラムの目的

仙台へルステックコンソーシアム(以下「コンソーシアム」という)における取組の一環として、ヘルスケア領域の課題に対して ICT 技術や AI・ビッグデータ等を用いて解決を図ると同時に、解決アイデアに基づくヘルスケア産業創出を目的とします。

# 第3条. 応募条件

- 1. 応募資格
  - (ア)健康福祉に関する課題解決を目的とする事業に取り組む意欲のある法人(\*)または個人。 \*)応募に際して企業規模は問いません。ただし、支援内容が異なる場合がございます。 詳細は第4条を参照ください。
  - (イ)下記の①②の何れかを満たすこと。
    - ① 仙台市内もしくは東北地方に拠点を有すること(エントリー時点で拠点がない場合、 拠点設立を検討する意思があること)
    - ② 仙台市内もしくは東北地方に本社を持つ地場企業と共同で参加すること ※個人の場合、仙台市内もしくは東北地方に在住且つ法人化の意思があること
  - (ウ) テーマ解決のアイデア及び健康福祉の課題解決に応用可能性のある技術・プロダクト(\*1) を有し、プログラム期間中に検証のためのソリューション(\*2)を開発することができること。
    - \*1) IoT、AI、ドローン、ロボット、センシング、データ分析、位置情報、アプリなど
      \*2)プロトタイプでも可。また、一部テーマ以外はアイデア検証でも可。詳しくは、テーマ詳細資料をご確認ください。
  - (エ)仙台市と協議し決定したフィールドで、自社・自身のリソース (開発技術・人材等) で実 証実験を実施できること。
  - (オ)採択後、コンソーシアム会員に登録いただけること。(エントリー時点で会員でない場合)

#### 2. 応募内容

テーマを選択の上、企業情報、提案するアイデア・プランの概要、企画書を提出してください。企画書の形式は、A4 サイズ横 10 ページ以内、PDF ファイル(上限 10MB)とし、下記項目を含めてください。

- ① 事業プランの概要
  - テーマの課題を解決するソリューション、
  - ソリューションに使用する技術・テクノロジー
- ② 実証実験計画案

- 実施体制
  - (複数企業で実施する場合は、各社の役割を明記すること)
- 実証実験で検証する仮説、検証方法
- ・ 具体的な実施内容、スケジュール
- ・ 概算費用とその内訳(自社負担分を含め、実証実験総費用を記載すること)

### 第4条. 採択者に対する支援内容と条件

- 1. 提案ソリューションをブラッシュアップさせるため、仙台市の健康福祉現場の実態についての ヒアリングを支援します。
- 2. 仙台市協力のもと、提案ソリューションの実証実験実施を支援します。
- 3. 中堅・中小企業(\*)及び個人に限り、実証実験費用を最大50万円助成します。
  - \*)中堅・中小企業とは、日本に設立された株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社のいずれかの法 人格を有する企業のうち、中小企業基本法に規定する中小企業、及びそれ以外の企業で資本金 10 億円未満の企 業とします。
- 4. 実証実験費用の支援金額は審査結果に従い、主催者が決定します。支援金は、実証実験の成果報告書の提出を受けて、受理のうえ支払いとなります。
- 5. 中堅・中小企業以外の法人が採択された場合は、1. および 2. の支援を実施します。

### 第5条. 審査・採択までの流れ

当プログラムの採択者は、下記の流れに沿って決定します。

- 1. 書類審査
  - (ア)主催者の定めた基準に従って書類審査通過者を決定し、該当者にプレゼン審査への参加依頼をメールで連絡します。
- 2. プレゼン審査
  - (ア)主催者は、書類審査通過者を対象にプレゼン審査を実施し、採択者を決定します。
  - (イ)プレゼン審査はオンラインで実施します。書類審査通過者は事務局の指定する日程で企画 書の内容を10分程度で説明してください。(詳細の時間は書類審査通過時に連絡予定)
- 3. 審査結果の通知
  - (ア)審査結果を応募者全員宛てにメールでご連絡します。
  - (イ)採択者の社名や提案概要をウェブサイト等で公表させていただく場合があります。
  - (ウ)審査の内容および結果についての問合せには回答いたしかねます。

# 第6条. 採択後の実施内容

当プログラムの採択者には、下記の内容を実施いただきます。原則オンラインで開催します。ただし、実証実験の実施はこの限りではありません。

- 1. 実証実験計画のブラッシュアップ
  - (ア)事務局より提示する日程内で、仙台市ヘテーマに関するヒアリング・意見交換を実施してく ださい。
  - (イ)ヒアリングや意見交換の結果を受けて、応募時の企画書(実証実験計画)をブラッシュア

ップしてください。

- 2. 実証実験の準備・実施
  - (ア)仙台市と協議し決定したフィールドで、実証実験を実施してください。
  - (イ)実証実験実施後、実証実験の成果報告書を提出してください。成果報告書はコンソーシアムウェブサイトに公開予定。
  - (ウ) 実証実験の期間は 2023 年 2 月末までを予定しています。
- 3. 最終発表会

実証実験の成果報告書をもとに、最終発表会にて報告をしてください。

# 第7条.情報の取り扱いと権利帰属

- 1. 応募書類の取り扱い
  - (ア)主催者、当プログラムを共催、協力する者、(以下「主催者等」といいます)は、第2条で定める目的のために、企画書の内容を閲覧することができます。
  - (イ)提出された応募書類並びに参考資料は返却しません。
  - (ウ)応募書類に係る特許等の知的財産権取得や秘密情報(自己の非公開を望む情報、著作物、発明、並びに、第三者から秘密保持義務を負っている情報)の取り扱いは、あらかじめ応募者 (採択者を含む。以下「応募者」という)の責任で必要な措置をとることとします。知的財産権などに関して問題が生じた場合は応募者の責任となります。ただし、応募者が秘密情報を当プログラムに対し提供することを希望する場合には、事前に主催者に申出、通知し、NDA(秘密保持契約)の締結等の対応について協議するものとします。
- 2. アイデアの権利帰属

応募者が提供したアイデア(コンセプトおよびノウハウ等を含みます)は、そのアイデアを提供した応募者から第7条1項(ウ)に定める申出および応募者による権利化がなされないかぎり、人類の共有財産(パブリックドメイン)として、他の応募者を含めた第三者が、無償で自由に利用することができます。ただし、製品・サービスの開発にまで進展する可能性がある場合、関係者間の協議によって、それぞれの権利を明確に規定してください。

### 3. 作成書類の権利帰属

採択者が作成・提出した実証実験計画に関する書類(成果報告書を除く)に関する著作権 (著作権法第27条および第28条の権利その他の権利を含む。以下、合わせて「著作権」 という)、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権(それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利も含む。以下、合わせて「知的財産権」 という)その他一切の権利は、作成した採択者自身に帰属します。

#### 4. 取得データの権利帰属

- (ア)実証実験に際して、取得先の合意のもとソリューションの有用性を検証するために採択者が 自ら取得するデータは、原則採択者に帰属します。ただし、取得するデータの内容、取得方 法、利用目的によってはこの限りではありません。その場合、データの取得、所有、利用等 の詳細は、採択後に関係者間にて協議のうえ決定するものとします。
- (イ)取得するデータに個人情報等(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」と

いう)に定める個人情報、個人データ、匿名加工情報及び仮名加工情報のこと。以下、「個人情報等」という)が含まれる場合、採択者は個人情報保護法を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講じてください。

# 第8条. 個人情報の取り扱い

当プログラムの募集・審査にあたって主催者が知り得た応募者の個人情報について、主催者は、個人情報保護法にしたがって取扱い、応募者の同意なく、当プログラムに関連して応募者に連絡をとること以外の目的での利用または他の第三者への提供はしません。

# 第9条. 禁止事項

- 1. 応募者は、当プログラムにおける制作活動に関し、法令および公序良俗に違反せず、また、第 三者の知的財産権その他一切の権利を侵害してはならないものとします。
- 2. 応募内容において、アイデアの盗用など、不正が発覚した場合は審査・採択を取り消します。
- 3. 応募内容等への虚偽の記載を禁止します。審査結果発表後においても、応募内容等への虚偽の 記載や「応募資格」の要件に該当しない等の事実が判明した場合には、当プログラムへの参加 資格を失うものとします。
- 4. 主催者から提供された情報及び資料は第三者に提供してはいけません。ただし、提供者の明示の承諾がある場合には、この限りではありません。
- 5. 主催者は、応募者が暴力団やその関係者、その他反社会的勢力に所属している、または関与していると判断した場合、当プログラムへの応募をお断りします。また、その他主催者の指定する応募条件に合致しない場合や、主催者の業務上支障をきたすと判断する場合があるときは、参加をお断りする場合があります。

### 第10条. 免責事項

当プログラム参加に要する通信費・調査費及びその他費用については、応募者各自でご負担ください。

2022年9月6日制定 仙台市